

令和7年度 公文書開示（10月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R7. 9. 23	R7. 10. 7	1.（政策企画局）令和6年10月16日付6政外企第213号 東京都知事の出入国に係る便宜供与について（依頼）（11月6日から11月14日まで・エジプト、UAE及びアゼルバイジャン）（依頼）及び関連電子メール 2.（政策企画局）令和6年10月30日付6政外企第252号 東京都知事の出入国に係る便宜供与について（依頼）（11月6日から11月14日まで・エジプト、UAE及びアゼルバイジャン）及び関連電子メール	20		1					1		1		1				個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。 公にした場合、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるなど、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	政策企画局外務部企画課
2	R7. 9. 25	R7. 10. 9	令和6年7月25日付で外務省総合外交政策局人権人道課より東京都政策企画局へ送付されたメール及び添付通知文	32		1									1				公にした場合、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるなど、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	政策企画局外務部企画課